

4 横場船渠株式会社 (神奈川)
要求 案子次 (三三三)

第四 (二月二十一日 要求提出)

一、解雇手当 勤続六ヶ月未満者 八日迄六

ヶ月分迄以上 七ヶ月増之 廿日迄二

日分ヲ切算スルト

二、退職手当 勤続一年以上 半年半

未満者 八日迄三十日分半 半年増之

毎三日迄十日分ヲ切算スルト

三、軍需停業解雇手当 他ノ同業上同

一三五迄スルト

四、退職手当 労働組合 就業 案子次

ノ規定表ニ依ル

解決案子次 (三三三)